

八代尚宏

## 『現代日本の病理解明』

東洋経済新報社 1980.3 254 ページ

戦前・戦後を通じて若々しい発展・成長を遂げ成人に達した日本が抱える諸問題、とりわけ公共部門の肥大化・労働問題の変様・種々の不効率と不公正などは、現代日本の政治風土・人口老令化の見通し・経済成長の減速・貿易摩擦・国際関係の流動化など内外の諸要因と複雑かつ密接に関連し、それらのどれ1つをとってみても現代経済学の分析力を超えるものである。これらの諸問題に対する評論・分析・研究は、いろいろな側面から多くの識者によって試みられてきたが、単なる思いつきや超越的な論評を超える基礎の確な研究はそれほど多くはない。ここに、これらの問題の困難さがよく現われていると云ってもよいであろう。

本書の著者は、これらの諸問題を「精神訓話や悪者探しの次元ではなく、人びとの行動の合理性を想定した分析・数量的なデータによる分析」を意図したことを強調している。この意図が極めて説得的であることは云うまでもない。それは科学的分析を意味するからである。以下では本書の各章を順に検討してこの意図がどの程度に成功したかを見てゆくことにしよう。

本書は、著者自身が述べているように、主として労働市場との関連での学歴主義と男女差別問題をとり上げた第1,2章と年金・医療・教育における福祉財政効率化の問題に関する第3,4,5章から成り立っている。そして各章末に、それぞれの問題の分析結果を踏まえた政策提言がおこなわれ、いかにも「官庁エコノミスト」らしい書物となっている。

第1章「受験地獄」はなぜ生じるか、では大卒者の能力に関する求人側の情報不足の現状において、大学入試に代表される教育への需要が、なるべく評価の高い大学卒の学歴を需要することにつながるという認識の下に、ベッカー流の教育投資の収益率が教育投資のコストより高いことから学歴への超過需要したがって一流大学入試への殺到という混雑現象を生み出していると考えられる。この考え方そのものは決して新しいものではない。評論としては同様のことはあちこちで云われてきたことである。著者は、この考えをベッカー理論で図式化したこと、またこれをブラッファらの選別理論と結びつけて説明するこ

とを試みている。この試みは考え方を明確にするという点で「もう1つ」の表示形式を与えたことは確かだが、それが科学的な研究であるためには、これまでに多くの人びとによっておこなわれた説明よりも、現実の現象をより多く説明できたことを立証しなければならない。著者にはその意図はなかったようである。

第2章「男女差別と日本の労働市場」では、男女間賃金格差を「賃金構造基本調査」のクロスセクション・データ、産業別または規模別の賃金プロフィールなどを用いて分析し年令および勤続年数が男女間賃金格差を説明する要因であるらしいと述べている。そしてこれらの観察結果を検討するために、女性労働に対する偏見、需要独占、職場の混雑(女子労働市場の偏り)、女性の労働能力に対する情報不足などの要因が主としてアメリカの学者の説として紹介される。また、勤続年数に代理された要因として、企業内特殊訓練、教育投資などの差が論じられる。そして、結婚・出産による離職あるいは労働生産性の低下が生じやすい女子労働者に高い費用をかけて企業内訓練・教育投資をせず高い給料を払わないのはむしろ企業側からして合理的な差別であると結論する。結局、企業側からすれば、男子労働と女子労働は互いに異質であるということなのであろう。そうだとすれば、その点を考慮した男女別労働需要の分析に対する文献の引用があつてよかつたのではないか。また、この問題への分析が著者自身によってなされるべきではなかったのか。著者は女子労働者の雇用におけるこれらの障害をとり除く環境整備(女子の家庭内労働の外部化と女子労働の質に関する情報の公開手段としての各種資格試験など)が合理的差別に対する政策として必要であると主張する。

第3,4章は本書の約半分を占める中核的な部分である。ここでは、限られた福祉財源を効率的に投入することが国民全体としての公正とも合致するという著者の主張が展開される。第3章「公的年金制度効率化への道」では、従前の生活水準を維持・保証するという保険としての年金と、生活保護制度などの最低生活保障を区別していない現行の公的年金制度が、救済の対象ではない人びとも含めた不合理な所得再分配による財政の不効率をもたらす、福祉政策を歪めていることを指摘する。

著者はまず、国民生活の安定が従前の生活水準に見合った老後の生活維持と最低生活保障の2つの側面をもち、核家族化が老後生活維持の社会化・保険化を促し、家計資産の蓄積の進行がこれを経済的に裏付けていると述べている。このような認識のもとに、現行の公的年金制度の役割りと限界について、歴史的には強制加入による老

後生活維持への自助努力の指導が目的であったが、上記の2つの側面を混同することから保険収支均衡の原則は破壊され、「過剰な所得再分配」を生じていると論じている。

著者は人口老化の動向に注目しながら年金制度の国際比較・年金の収支計算・各年金制度間の格差の現状・加入保険種類別所得分布などのデータを示して、この事実を数値的に裏付けようとしている。この章は、したがって、現行の公的年金制度の意味するところを明らかにすることが主な目的であると云ってよいであろう。ただ、あまりに多くの問題を取り上げ過ぎたためか、それぞれの議論が極めて忙しく詰めを欠いている。ここに示された数値によって分析の科学性が高められたと云えるかどうかは必ずしも明らかではない。結局、生活保護的な福祉年金はともかくとして、従前の生活維持を目的とする年金制度は収支均衡原則にしたがうべきであると云うが、果して現代のインフレ傾向の中でそれは可能であるのかどうか。たとえば、民間における短期の自動車保険ならいざしらず、長期の年金制度において採算はとれるのかなどについて、もう少し具体的な検討が必要であったろう。というのは、民間において長期の年金制度を備えることは極めて困難であるという声を耳にするからである。

第4章「医療保険の理想と現実」では、医療保険が現物給付方式である点を別とすると、年金制度と共通した問題があるという認識の下に、国民健康保険に代表される医療サービスへの過剰需要と医療費インフレーションが国民健保の国庫負担を増大させている事実を示し、その根本原因が低額医療の無料あるいは低価格と現物給付である点に注目する。分析の手法は第3章とほぼ同様である。現行の医療保険のこのような弊害を除くための政策提案として、「健康維持会社(HMO)」について述べられている。これは病院が保険業務そのものをも包含するシステムであり、診療の前払いによる請負いのようなものである。この場合にも具体的な案とはなっていないが、その故に理想と現実と云うのであれば、論評を控える他ない。

最後の第5章「高等教育と所得再分配」では教育の機会均等が所得稼得の機会均等につながることから、現行の教育機関への財政補助よりも個人への直接的な教育投資資金の供与・融資が公正かつ効率的であるという主張が展開される。所得分布に対する教育投資の影響はジェンクスらの直接的な測定では明らかにされなかったこと、またサマーらの「教育の生産関数」の測定結果もあまり有効ではなかったことなどについて述べた後、それでも

「教育の機会均等はそれ自体としても、個人の自助努力に基いて所得分配の改善を図れる点で、事後的な強制的所得再分配にまさる価値を持つという考え方も十分成立し得るであろう……」(本書223頁)として、基本的には高等教育の所得再分配効果を認めることになる。この点は、実証研究者の側からして何とも後味が悪い。もっとも、後にベックマンの研究を挙げ、大学内の所得階層グループ毎のコスト・ベネフィット計算では、もっとも低い所得階層は税金で支払ったコスト以上の利益を教育サービスの形で受けていることが見出されていることを指摘している。

最後に、一流国立大学入学者が入学前に高い教育投資をおこなっている現状が示され、国立大学の授業料が安いことは決して所得再分配のために有効ではなく、結局、大学授業料は収支均等原則によって決定し、個人への補助あるいは融資によって高等教育の機会均等を図るべきだと提言する。この提言そのものは、多くの識者によってすでに考えられているものであり、殊更新しいものではない。問題は、現在の政治風土の中でこの提言をいかに生かすことができるかという具体的な政策プログラムの提示にかかっていると云えよう。そうでないかぎり、それは科学的分析というよりも直観的な評論に近い考察の域を出ないものになってしまう。

本書がとり上げている問題は、そのどれ1つをとってみても現代日本における極めて重要かつ深刻な問題である。そして、それらは一様に現段階での科学的分析の能力を超えた難問である。これらの問題への直截な解答を引出すことは、一見極めて容易のようであるが、その政策の実施は深刻な利害対立を生み出し、結局実施不可能となる他ない。つまり、現段階において必要なのは種々の対立・摩擦を調整する方途なのである。利害対立の調整は、本来政治的課題であると考えられてきた。しかし、このような政治的課題の経済合理性をもった解決の基本ルールを見出すことこそが現在もっとも必要とされているのではなからうか。

〔浜田文雅〕